

○学区外就学及び区域外就学許可基準

理 由	許可基準	許可期間	申請時の必要書類
住居の理由	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 転居が予定されている場合 ▪ 一時的な転居の場合 	概ね1年まで	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 転居が確実であることを証明できる書類(建築確認申請書、賃貸契約書等の写し)
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 在籍途中で転居した場合 		<ul style="list-style-type: none"> ※教育委員会にて、住民基本台帳を確認させていただきます
家庭の理由	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 保護者の仕事あるいは病気療養等により、下校後の児童の保護監督先が、別学区にある場合 ▪ 兄弟が学区外・区域外就学の許可を受けている場合 ▪ 家庭の事情等により、住民登録が行えない場合 	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 保護者の就労状況または病気療養等の状況を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ※教育委員会にて事実確認をさせていただきます
			<ul style="list-style-type: none"> ▪ 医師の診断書、その他証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ※教育委員会にて、教育支援委員会等の関係機関へ障害の程度等を確認することがあります
身体的理由	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 心身の障害や疾患、長期通院等により、指定校への就学が難しい場合 	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> ※教育委員会にて、通学状況を確認させていただきます
地理的理由	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 通学距離及び交通環境、通学の安全上等から、特に配慮を要すると認められる場合 		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事実確認ができる書類の写し(不登校による場合は、学校長の意見書等) <ul style="list-style-type: none"> ※特別な事情に関わる場合は、関係機関との連携を図り、事実確認をさせていただきます
その他教育委員会が特に必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ▪ いじめ等により不登校状態にあり、適当であると認められる場合 ▪ 区域外就学をしている小学校の指定中学校へ入学する場合 ▪ 部活動により、適当であると認められる場合 ▪ その他教育的配慮が必要な場合 	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事実確認ができる書類の写し(不登校による場合は、学校長の意見書等) <ul style="list-style-type: none"> ※特別な事情に関わる場合は、関係機関との連携を図り、事実確認をさせていただきます